



令和6年11月15日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

豊川市立牛久保保育園の 整備及び運営事業者の募集

市では、豊川市保育所整備計画及び豊川市公立保育所民営化基本方針を策定し、民間のもつ機動力や柔軟性を活かして保育サービスの充実を図る公立保育所民営化の取り組みを進めています。

この度、令和11年4月に民営化する牛久保保育園の建替え及び運営を行う民間事業者を下記のとおり募集します。地域の方や保護者の方などで構成する選定委員会において審査し、優先交渉権者を決定します。

記

- 1 募集要項等配布期間 令和6年11月18日から令和6年12月6日まで
- 2 応募書類受付期間 令和6年12月23日から令和7年1月24日まで
- 3 選定方法・スケジュール（予定）
 - (1) 一次審査（書類審査） 令和7年1月
 - (2) 二次審査（書類審査及び面接審査） 令和7年2月
 - (3) 優先交渉権者の決定 令和7年3月
- 4 その他
詳細は、募集要項及び整備・運営条件に記載してあります。
募集要項等は、11月18日より保育課ホームページにも掲載します。

【お問合せ先】

豊川市役所 子ども健康部 保育課 鈴木・福井・中野
TEL:0533-89-2274 Eメール: hoiku@city.toyokawa.lg.jp

牛久保保育園の整備及び運営事業者募集要項

1 趣旨

豊川市では、増加かつ多様化する保育ニーズに対応するため、豊川市保育所整備計画（第1期：平成28年3月、第2期：令和3年3月）、豊川市公立保育所民営化基本方針（平成30年5月）を策定し、民間のもつ機動力や柔軟性を活かして保育サービスの充実を図る公立保育所民営化の取り組みを進めています。

今回、令和11年4月に民営化する牛久保保育園の建替え及び運営を行う民間事業者を募集します。

2 基本事項

牛久保保育園の整備及び運営に係る基本事項は、次のとおりです。詳細は、別紙「牛久保保育園の民営化に係る整備・運営条件」を参照してください。

(1) 事業形態

保育所

(2) 新しい園の名称

名称は、市と協議のうえ決定していただきます。それまでの間は、「牛久保保育園（仮称）」と称します。

(3) 新しい園の場所

現行の豊川市立牛久保保育園解体後の土地を活用して、牛久保保育園（仮称）を建設、運営します。

(4) 開園（運営移管）予定日

令和11年4月1日

(5) 開園までのスケジュール

年度	内容
令和6年度	・選定事業者の決定
令和7年度	・市と選定事業者による運営等協議
令和8年度	・選定事業者による基本設計
令和9年度	・選定事業者による実施設計、一部建設工事 ・市による仮設園舎設置、及び現園舎の解体工事
令和10年度	・選定事業者による建設工事 ・市と選定事業者による合同保育（仮設園舎）
令和11年度	・開園 ・選定事業者へ運営移管 ・市と選定事業者による合同保育（新園舎）（令和12年度まで）

(6) 保育事業の実施

ア 通常事業（基準）

実施する通常事業は、関係法令及び県・市の条例・規則等に基づき実施するものとし、以下の内容を基準とします。

項目	基準
定 員	概ね130人（2号認定75人、3号認定55人）
受入年齢	生後57日目から
開 園 日	日曜、祝日、12月29日から1月3日までを除く日
開園時間	平日：午前7時30分～午後6時30分 土曜：午前7時30分～午後2時
給 食	自園調理 食物アレルギーへの対応、その他個別事情に配慮すること。
保育料等	市が定める額
給 食 費	公立保育所に準ずる。

イ 保育サービスの向上

「ア 通常事業」のほかに、開園当初または開園以後に予定している保育サービスの向上が期待できる取り組みを提案してください。

(7) 施設等の整備

ア 建物・施設等

- 選定事業者が、新しい保育所等の運営に必要な園舎、園庭、遊具、送迎駐車場、その他の必要な施設等の設計及び建設を行います。
- 園舎・園庭等は、現行の牛久保保育園の敷地内に建設します。
- 施設整備にあたっては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年愛知県条例第68号）を遵守してください。
- 具体的な工程計画は、市と選定事業者で協議します。

イ 土地

- 施設用地は、市が無償貸与します。
- 土地の所在・面積
 - ・園舎等 豊川市塔ノ木町1丁目45番の1ほか6筆2,435.78㎡（公簿）
 - ・駐車場 豊川市美和通2丁目38番4 1筆395㎡（公簿）

3 応募資格・要件

応募できる者は、以下の資格・要件を満たす事業者とします。

- (1) 令和6年4月1日現在において、愛知県内で認可保育所、認定こども園又は幼稚園を10年以上継続して設置及び運営する社会福祉法人または学校法人であること。
- (2) 豊川市の保育行政及び子育て支援行政の方針をよく理解し、施策に積極的に協力できること。

- (3) 別添「牛久保保育園の民営化に係る整備・運営条件」に定める内容を遵守できること。
- (4) 事業計画及び資金計画が適切、確実であり、事業者が牛久保保育園（仮称）の建設及び施設整備に要する資金の全てを負担できること（財政支援については、別添「牛久保保育園の民営化に係る整備・運営条件」参照。）。
- (5) 保育所等を運営するために必要な経営基盤や経営担当役員が社会的信望を有していること。
- (6) 事業者が現に運営している保育施設について、所轄庁の直近の監査や実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 民事再生法に規定する再生手続き開始または破産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団またはその構成員でないこと。

4 募集要項の配布等

- (1) 配布期間
令和6年11月18日（月）から令和6年12月6日（金）まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- (2) 配布時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 配布場所
豊川市役所子ども健康部保育課（豊川市役所本庁舎1階）
郵便番号 442-8601
住 所 豊川市諏訪1丁目1番地
電 話 0533-89-2274
電子メール hoiku@city.toyokawa.lg.jp
※募集要項は、豊川市ホームページ (<https://www.city.toyokawa.lg.jp>) にも掲載しています。
- (4) 質問の受付
 - ア 受付期間
令和6年11月18日（月）から令和6年12月13日（金）まで
 - イ 提出方法
別添「(様式第10) 牛久保保育園（仮称）の整備及び運営事業者募集に係る質問書」に質問事項を記入のうえ、電子メールにより保育課へ提出してください。
 - ウ 回答方法
電子メールにより回答します。

質問の内容が、応募申込者全員に周知すべきことが適当であると市が判断した場合は、市ホームページ上で公表します。

選定の公平性を期すため、自らの応募書類・提案書類の優劣等に関する質問や審査内容に関する問い合わせは、審査の事前、事後に関わらず対応いたしません。

5 応募手続き等

(1) 応募書類の受付

ア 受付期間

令和6年12月23日（月）から令和7年1月24日（金）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 受付場所

豊川市役所子ども健康部保育課

エ 提出方法

電話または電子メールであらかじめ連絡のうえ、責任者が直接持参してください。

郵送による受付は行いません。

(2) 提出書類

ア 提出書類

別添「(様式第2) 提出書類一覧表（確認表）」により提出してください。

イ 提出部数

正本1部、副本10部（副本は複写でも可とします。）

ウ 留意事項

○ 書類はA4サイズ規格（施設の配置図等の図表にあつてはA3サイズ規格）で作成のうえ、フラットファイル等に綴り、提出番号ごとにインデックスを貼付した仕切り紙を挿入してください。

○ フラットファイルの表紙と背表紙に事業者名を表示してください。

○ 提出書類は返却いたしません。

○ 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。

6 企画提案書

次の事項について記載してください。

(1) 事業者としての適格性及び能力

ア 園運営の基本理念

園の保育理念、運営についての考え方やこれらがどのように豊川市の保育行政の向上に寄与するかを記載してください。

イ 事業者の状況

事業者の組織体制、財務状況、専門職員の配置状況、園の運営実績等を記載してください。

ウ 緊急事案への対応

突発的な事案により保育士等に欠員が生じた場合への対応方法について、他園等からの応援職員の手配の方法や派遣に要する時間等を踏まえて記載してください。

(2) 保育内容

ア 基本理念等を実現するために、どのような保育を実施するのか、児童の生活全体を踏まえた保育事業の運営内容に関して、次の事項について具体的に記載してください。

○ 年齢ごとの目標・ねらい及び実施内容

○ 開所日及び開所時間の考え方や実施方法

※ 土曜日の開所時間に対する内容も記載してください。

○ 特別な配慮や支援を必要とする児童や障害児に対する対応や取組内容

※ 医療的ケア児に対する内容も記載してください。

イ 給食・調理

給食に対する考え方、実施方法、衛生管理、地産地消を踏まえた食育、園児の食物アレルギー等への対応や取り組みについて、具体的に記載してください。

ウ 事故防止対策等

園内外での事故防止対策や安全対策、感染症対策、災害時に備えた避難訓練、不審者対策等の考え方や取り組み、事故が発生した場合の加入保険の内容等について具体的に記載してください。

(3) 保育体制

ア 職員の採用計画及び配置

職員の採用計画や配置に関し、保育士等の経験年数、年齢等のバランスを踏まえ具体的に記載してください。

イ 地域貢献

施設に勤務する職員（常勤・非常勤）に関し、市内雇用に対する考え方を記載してください。

ウ 職員の人材育成や研修に対する考え方

研修計画等を示し、職員の人材育成、研修等に対する考え方を記載してください。

エ 職員の処遇

労働関係諸法令に即した保育士等の勤務時間、時間外勤務、年次休暇の取得等に対する適正な労務管理、職員のワークライフバランスに配慮した勤務環境等の整備に対する考え方について、勤怠管理システムの活用も含め具体的に記載してください。

※ 園児の登降園管理、保育計画策定等のICT活用の考え等があれば記載してください。

(4) 施設整備に関する計画

ア 施設整備

園舎及び屋内施設並びに園庭及び屋外施設の整備に関し、子どもの安全への配慮、保育室等の十分な面積の確保、ユニバーサルデザインの導入、地域住民への配慮等に対する考え方について具体的に記載してください。

イ 費用

保育の質を確保しつつ、コストと品質、安全性と耐久性、省エネルギー等に配慮するための工夫、対策等に対する費用のかけ方について具体的に記載してください。

(5) その他

ア 個人情報保護

個人情報の取得、管理、廃棄等の方法や個人情報保護に係る職員研修の実施等の保育士等が園児等の個人情報の適切に取り扱うための対策について具体的に記載してください。

イ 保護者、地域、関係機関等とのかかわり

保護者と信頼関係を構築するための取り組み、地域に根ざした保育所であるための地域及び学校等の関係機関との交流や連携並びに市内の他の保育所等との連携や協力について具体的に記載してください。

ウ 業務遂行困難時の履行補償

牛久保保育園（仮称）の運営が困難となったときの児童、保護者その他の関係者に対する代替園での保育の実施、損害を与えないための対応等の履行補償に対する考え方及びそのような事態を招かないための具体的な対策について記載してください。

エ 事業者提案

事業者が提案する取組み及びその実現方法やアピールポイントを記載してください。

《記載にあたっての留意事項》

- ・ 使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とすること。
- ・ 「(様式第8) 企画提案書」の記載項目ごとに設定してある記載枠の中に記載すること。
- ・ 「詳細は別添資料のとおり」等、別の資料を利用する記載としないこと。

7 選定方法・スケジュール等

(1) 選定の体制

市長が設置する「牛久保保育園の整備及び運営事業者選定委員会」（以下「選定委員

会という。」)が審査を行い、最も優れていると認める事業者を優先交渉権者として選定し、最終的に市長が決定します。選定委員会は、次の委員により構成します。

- 地域代表者 2人
- 牛久保保育園保護者会代表者 2人
- 牛久保保育園長
- 子ども健康部長

(2) 選定方法・スケジュール

ア 一次審査（書類審査） 令和7年1月実施予定

- 募集要項に規定する応募資格及び要件等について、提出書類により審査を行います。応募資格等を満たさない場合は失格となります。
- 提出書類の内容を審査し、二次審査に進む事業者を選定します。
- 結果は、一次審査した全ての応募申込者へ郵送にて通知します。

イ 二次審査（書類審査、面接審査） 令和7年2月実施予定

- 審査の日程は、一次審査通過者へ通知します。
- 面接審査の出席者は、原則として応募申込者の代表者（理事長または理事長に準ずる者）及び園長就任予定者とします。
- 書類審査、面接審査により総合的に評価し、優先交渉権者を選定します。

ウ 優先交渉権者の決定 令和7年3月予定

- 結果は、二次審査した全ての応募申込者へ郵送にて通知します。

(3) 審査項目等

ア 審査の基本的視点

- 信頼できる良好で安全な教育・保育の実施が可能であること。
- 教育・保育の質の向上、人材育成に対する取り組みが期待できること。
- 安定した経営が持続的に確保できるものであること。
- 地域に根ざした園運営を行うことができること。

イ 審査項目

企画提案書の各号に掲げる事項

(4) 注意事項

ア 提出書類に虚偽記載や不正が判明した場合は失格となります。

イ 応募申込者が選定委員会委員に対し、自己に有利になることを目的とした働きかけ行為等を行った場合は失格となります。

(5) その他

ア 選定結果は、市ホームページ等により公表します。

イ 応募申込者が1者のみであっても、審査を実施します。

ウ 応募申込者がいない場合、または審査の結果により応募申込者全ての者が本事業実施の目的を達成できないと市が判断した場合は、選定事業者の決定を行わないこともあります。

8 その他の留意点

(1) 移管条件等の承諾

応募申込者が、「(様式第1) 牛久保保育園(仮称)の整備及び運営事業者応募申込書」を市長に提出したことにより、募集要項等の記載内容及び移管条件は全て承諾したものとします。

(2) 費用負担

応募に要する費用は、全て応募申込者の負担とします。また、選定後の事業計画の中止・延長、選定されなかったことによる損害も同様とします。

(3) 応募の辞退

応募申込みを辞退する場合は、「(様式第11) 牛久保保育園(仮称)の整備及び運営事業者応募申込辞退届」を提出してください。

(4) 提出書類の取扱い

ア 応募申込者が、本事業において提出した事業提案書等の書類は情報公開の対象となり、所定の手続きを経た請求に対して開示する場合があります。

イ 応募申込者が、本事業において提出した事業提案書等の書類の著作権は提案作成者に帰属するものとします。なお、市が本事業に係る公表時や、その他必要と認める場合は、応募申込者の承諾を得たうえで、事業提案書の全部または一部を無償で利用できるものとします。

ウ 本事業において市が提供した資料の著作権は市に帰属し、本事業の応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとします。

(5) 計画変更の原則禁止

選定事業者の計画の内容変更は、原則として認めません。ただし、サービスの向上につながるもの、天災等不可抗力によるもの、施設の実施計画に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、市と協議のうえ認める場合があります。

(6) 決定の取消し

選定事業者の提出書類に記載された内容に虚偽記載や重大な違背行為があると認めるとき、その他事情により適切な保育所等の実施が困難と認めるときは、本選定による決定を取り消すことがあります。また、この場合、選定事業者が、すでに要した費用の弁済を市に求めることはできないものとします。

(7) 募集の取りやめ等

公正に選定を執行できないと認められる場合またはその恐れがある場合は、市はその応募申込者の参加を不可とする場合があります。

また、応募申込者の全部もしくは一部の談合行為により適正な選定ができないと認められる場合、または競争性が担保されないと認められる場合、市は募集の執行を延期、または取りやめることがあります。

(8) 異議申立て

選定委員会の審査、優先交渉権者の決定等についての異議申立ては受け付けません。

(9) 保護者説明会等

選定事業者は、保護者及び地域に対する説明会等を、市の要請に応じて随時実施するものとします。

(10) 運営移管までの協議

市と選定事業者とは、本募集要項その他募集に係る文書において定めのない事項や疑義が生じた場合は、その都度、双方が誠意をもって問題解決に努めるものとします。

【質問の受付、応募書類の提出、問い合わせ先】

豊川市役所子ども健康部保育課 担当：福井、中野

郵便番号 442-8601

住 所 豊川市諏訪1丁目1番地

電 話 0533-89-2274（直通）

電子メール hoiku@city.toyokawa.lg.jp

牛久保保育園の民営化に係る整備・運営条件

1 整備・運営全般

- (1) 豊川市立牛久保保育園の運営を、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」第39条第1項に定める保育所（以下「保育所」という。）に定める施設（以下「牛久保保育園（仮称）」という。）として、民間事業者に移管するもの。
- (2) 牛久保保育園（仮称）の整備及び運営事業者募集により選定された事業者（以下「選定事業者」）自らが、保育所の認可及び特定教育・保育施設として確認を受け、令和11年4月1日の開園予定日に向けて、牛久保保育園（仮称）の園舎の新設及び施設設備の整備を行うこと。
- (3) 牛久保保育園（仮称）の整備・運営にあたっては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年愛知県条例第43号）」、「豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和6年豊川市条例第4号）」その他関係法令を遵守すること。
- (4) 選定事業者自らが、牛久保保育園（仮称）を運営すること。
- (5) 豊川市（以下「市」という。）の保育行政及び子育て支援行政の方針を理解し、積極的に協力すること。
- (6) 保護者及び地域関係者との良好な関係づくりに努め、地域に根ざした運営を行うこと。

市は民営化後1年以内に保護者アンケートを実施し、事業者の保育の実施状況等を確認する。保護者と事業者間で、園の運営に関する問題が生じた場合は、保護者代表・事業者・市による三者懇談を開催するなどして問題解決を図るものとする。

- (7) 市内の保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園及び地域の小学校等との交流や連携を積極的に図り、お互いの教育・保育の向上を図ること。
- (8) 苦情解決の仕組みを整備すること。
- (9) 牛久保保育園（仮称）の建物、土地、物品等は、保育以外の目的に使用しないこと。
- (10) 牛久保保育園（仮称）の正式名称は、市との協議により、開園前の適切な時期に決定するものとする。
- (11) 市から、市監査事務局による監査、現場調査、報告書の提出等、業務の適切な運営に係る対応を求められた場合には、真摯に協力すること。

2 保育事業

- (1) 保育所にあつては「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」に基づき保育事業を実施すること。
- (2) 開園日は、原則として、日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日をいう。）及び年末年始（12月29日から翌

年1月3日まで)を除く日とする。

- (3) 開園時間は、平日は午前7時30分から午後6時30分まで、土曜日は午前7時30分から午後2時00分までを基準とする。
- (4) 保育内容の向上に努めるとともに、第三者による評価を行うよう努めること。
- (5) 本件で定める条件のほか、保育サービスの向上が期待できる取り組みを提案すること。
- (6) 現行の豊川市立牛久保保育園の行事や保育内容について十分に尊重し、配慮すること。
- (7) 水泳、体操、英会話などの特別な教育・保育事業を実施する場合は、事前に保護者への説明を行い、理解を得たうえで実施すること。
- (8) クリスマスなど一般的な慣習となっているものを除き、政治や宗教にかかわる事業又は行事を実施しないこと。
- (9) 自治会組織等と連携し、地域活動事業に積極的に取り組むこと。
- (10) 市が実施する子育て支援の取り組みに積極的に協力すること。

3 施設整備等

- (1) 選定事業者自らが、令和11年4月1日の開園予定日に向けて、牛久保保育園(仮称)の園舎の新設及びその他施設設備の整備を行うこと。
- (2) 建設場所は、現行の豊川市立牛久保保育園の敷地(別紙参照)を市が無償で貸与する。なお、既存の建物の解体・撤去及び仮設園舎の整備等は市が行う。また、土地に対する抵当権は設定できない。建物に対する抵当権等を設定する場合は、予め市の承諾を得ること。
- (3) 園舎の建設にあたっては、市が仮設園舎を敷地内に整備するため、仮設園舎に支障のないように建設すること。また、新園舎については、市内の他の保育施設を参考とし、必要以上に華美にならないこと。
- (4) 当該園舎駐車場は、保護者送迎用として使用するため、工事車両用駐車場は選定事業者が用意すること。
- (5) 整備費等については、市の要綱に基づく補助を行うが、各年度の予算成立を条件とする。なお、国の就学前教育・保育施設整備交付金の活用を予定している。また、国の補助金の対象とならない経費(基本設計に要する費用、外構工事、及び備品)の2分の1を、予算の範囲内で市が負担する。
- (6) 建設に要する費用の1割以上を自己資本とすること。なお、自己資本分の不足分は選定事業者が独自に借入れ等により対応する。
- (7) 補助金を除いた独立行政法人福祉医療機構、愛知県社会福祉協議会その他市長が適当と認める金融機関からの借入金に係る当該年度の元利償還金のうち、市長が認めるものを予算の範囲内で市が負担する。

- (8) 契約手続は、市が行う公共事業の扱いに準じ入札を行うこと。また、実施設計及び建設工事は、国の交付金決定内示後に市の整備費補助金の交付申請を行い、交付決定がされた後に契約・着手すること。
- (9) 選定事業者が行う保育施設の建設工事及び維持管理に伴い第三者に損害を与えた場合は、選定事業者がその責を負い、その費用を負担すること。
- (10) 牛久保保育園（仮称）の維持管理については、選定事業者がその責を負い、その費用を負担すること。
- (11) 牛久保保育園（仮称）の業務が満了したときは、速やかに原状回復すること。

4 職員体制

- (1) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守すること。
- (2) 施設長は、児童福祉施設等において、施設の運営管理の業務に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認める専任の正規職員とすること。
- (3) 副園長は、保育士の資格を有する正規職員とし、担任のクラスを持たない専任の職員として配置すること。また、保育所、幼稚園、認定こども園（以下「保育所等」という。）又は児童福祉施設で幹部職員（施設長又は主任保育士若しくはこれに相当すると認められる職）として3年以上の実務経験を有する者、又は保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として通算で10年以上の実務経験を有する者とするこ
と。
- (4) 保育士は、保育士資格を有する者とし、各クラスに専任者を1人以上配置すること。
- (5) 保育士は、第1号で定める配置基準以上の配置とすること。ただし1歳児は市が定める配置基準（5：1）以上とすること。
- (6) 3年以上の保育所等の実務経験を有する保育士を園に従事する全保育士の人数の3分の2以上の割合で配置すること。
- (7) 保育士の年齢構成や経験年数及び低年齢児の保育経験にも十分配慮すること。
- (8) 調理員は、市が定める配置基準に準じるものとし、うち1名は業務責任者として管理栄養士、栄養士又は調理師の免許を有し、かつ調理業務3年以上の実務経験を有する者を配置すること。
- (9) その他の職員の配置は、市が定める配置基準に準じるよう努めること。
- (10) 職員の労働条件について、労働関係諸法令を遵守すること。
- (11) 各種研修への参加や独自の職員研修を行うとともに、自己評価制度等を実施し、職員の能力向上を図ること。

5 運営費等

- (1) 選定事業者は、委託費を受給することができる。

- (2) 市は、選定事業者に対して、上記のほか、市の要綱に基づく運営費補助金等を支払うものとする。なお、当該補助金は、各年度の予算成立を条件とする。

6 食事の提供

- (1) 給食は、自園調理方式とすること。
- (2) 給食は、市が作成する献立又は法令の規定に基づき選定事業者が作成する献立（外部委託によるものを含む。）に基づき実施すること。
- (3) 食物アレルギーをもつ児童については、市の食物アレルギー対応マニュアルの遵守に努め、離乳食など児童の年齢や特性に対応した給食とすること。
- (4) 調理員その他給食に従事する職員及び調理施設の衛生管理を徹底するとともに、食中毒の防止に努めること。
- (5) 食育に積極的に取り組むこと。
- (6) 給食費は、市に準じて設定すること。

7 衛生管理等

- (1) 園医及び園歯科医を配置すること（非常勤でも可）。
- (2) 児童の健康診断、歯科健診を実施するとともに、園医等との連携を図ること。
- (3) 児童に事故等が発生した場合に適切に対処ができるよう、施設内での事故等に関する保険（災害共済給付制度、傷害保険等）に加入すること。
- (4) 園の保健計画を策定すること。
- (5) 感染症の予防に努めること。

8 非常災害対策

- (1) 園の安全計画を策定すること。
- (2) 危機等発生時の対処要領を作成すること。
- (3) 震災、風水害、火災その他の非常災害時に、児童その他関係者の安全を確保するために必要な措置に関する具体的な計画を立てること。
- (4) 非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備すること。
- (5) 避難訓練及び消火訓練は、毎月1回以上実施すること。

9 保護者の費用負担

- (1) 保育料については、「豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則（平成27年豊川市規則第39号）」の規定による。
- (2) 時間外保育利用料については、「豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則」に準じて設定すること。
- (3) 保護者から、施設利用料等の負担金は徴収しないこと。

- (4) その他、保護者へ新たな費用負担を求める場合は、保護者への説明を行い、理解を求めるとともに、市と協議し承認を得ること。
- (5) 引落し金融機関については、利用者の利便性に配慮すること。

10 運営業務の履行が困難となったときの措置

- (1) 市の承諾なしに牛久保保育園（仮称）を廃止できないものとする。
- (2) 市及び選定事業者は、牛久保保育園（仮称）の運営に支障が生じる事由が発生した場合、相手方に対して速やかにその旨を報告するとともに、両者は直ちに問題解決に向けて努力するものとする。
- (3) 上記にかかわらず、問題解決に至らないと認められる場合には、以下の措置を行うものとする。

ア 選定事業者の責めに帰すべき事由により園運営が困難となった場合

選定事業者の提供するサービスが、募集要項や整備・運営条件に規定する要求水準を満たさない場合、及び選定事業者決定後に市と選定事業者とが協議し、合意のうえ定める事項（以下「合意事項」という。）に規定する選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、一定期間に改善を図るように勧告し、改善方策の提出・実施を求めることができる。

また、このような勧告にもかかわらず改善が認められない場合、市は合意を撤回することができる。この場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

イ 市の責めに帰すべき事由により園運営の継続が困難となった場合

合意事項に規定する市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、選定事業者は合意を撤回することができる。この場合、市は選定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

ウ その他事由により園運営の継続が困難となった場合

不可抗力等、その他市及び選定事業者いずれの責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、園運営の継続の可否について市と協議する。

11 その他

- (1) 牛久保保育園（仮称）で勤務する職員の採用予定者を極力早期に決定し、市との合同保育を行う。合同保育に参加した選定事業者の保育士は、原則、継続して民営化後の牛久保保育園（仮称）に勤務することとする。合同保育に参加する保育士の数は、市と選定事業者の協議によるものとし、合同保育に必要な人件費（市の基準に基づき算定）については、市が負担する。なお、合同保育を実施する場所につ

て、令和10年度は、牛久保保育園敷地内に設置する仮設園舎、令和11・12年度は新園舎となることに留意すること。

- (2) 保育制度の改正や社会情勢等の変化により、「牛久保保育園の民営化に係る整備・運営条件」の内容に変更の必要が生じたときは、市と協議のうえ、適切に対応するものとする。
- (3) 園運営上の営繕や物品購入等に際しては、可能な限りにおいて市内の事業者を積極的に利用するなど、地域経済の活性化に寄与するものとする。